

令和5年5月11日

保護者各位

沖縄県立泊高等学校
校長 上地 さとみ
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の
学校における対応等について（周知）

平素より、本校における感染症対策に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
みだしのことについて、令和5年4月28日付け5文科初第347号にて文部科学省初等中等
教育局長から別添のとおり通知があり、新型コロナウイルス感染症対策の見直しが行われま
す。本校においては、生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、適切な感
染症対策を引き続き行ってまいります。

つきましては、下記のとおり、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応

- (1) 発症日を0日として 発症後5日を経過し、且つ、症状が軽快した後、1日を経過する
までは、出席停止として取り扱う。
- (2) 10日間が経過するまでは、感染させる可能性があることから、不織布マスクを着用し
たり、高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へ感染させないよう配慮す
ること。

2. 濃厚接触者の取扱い

5類感染症に移行することから、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」と
して特定されることはありません。

3. 家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応

登校することは可能である。登校する場合は、新型コロナに罹患した方の発症日を0日
として特に5日間は体調に注意すること。7日目までは発症する可能性があります。

※周囲への配慮（感染させる可能性がある等）の理由で学校を休む場合は、理由ありの
欠席とする。

4. 発熱や咳等がある生徒への対応

軽微な症状があることを理由に登校を一律に制限する必要はない。発熱等、普段と異な
る症状がある場合には、無理をせずに自宅で休養すること。

※周囲への配慮（感染させる可能性がある等）の理由で学校を休む場合は、理由ありの
欠席とする。また、新型コロナウイルス感染症の感染症が確認された場合は出席停止
として取扱う。

5. 感染不安による欠席について

感染不安により学校を休む場合は、理由ありの欠席とする。ただし、同居家族、生徒に
基礎疾患等があるといった合理的な理由があると学校長が認めた場合には、欠席ではなく、
出席停止として取扱う。

<本件のお問い合わせ>

県立泊高等学校

午前部 教頭 城田 亮

夜間部 教頭 上原 匡孝

通信 教頭 比嘉 孝司

TEL : 098-868-1237